

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第30号）の概要

第1 件名

情報公開・個人情報保護審査会資料に係る一部開示決定処分に対する異議申立て

第2 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表に記載した部分については開示することが妥当である。

第3 経緯

- 1 保有個人情報開示請求 平成25年12月17日

「答申第15号 平成24年7月5日

答申第16号 平成24年7月5日

答申第17号 平成24年7月5日

に係る調査審議手続、会議等の文書及びそれらの決裁状況がわかる文書の開示」

- 2 一部開示決定 平成26年1月29日

本件開示請求の対象として、18個の行政文書を特定した上で、一部開示

- 3 異議申立て 平成26年3月11日

一部開示決定を取消し、異議申立人が開示請求した行政文書の開示を求める。

- 4 諮問 平成26年5月19日

第4 審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となった行政文書について

本件開示請求の対象となった行政文書のうち、本件異議申立ての対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、次に掲げる文書である。

- (1) 情報公開・個人情報保護審査会資料（苦情等処理表に記録された氏名等）（以下「本件行政文書1」という。）

- (2) 情報公開・個人情報保護審査会資料（「青森県公安委員会宛苦情申出書に基づく聴取結果等について」に記録された氏名等）（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 情報公開・個人情報保護審査会資料（「現場の確認状況」に記録された氏名等）（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 会議録（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 進行表（以下「本件行政文書5」という。）

2 本件行政文書の不開示情報該当性について

実施機関は本件行政文書1から5について、いずれも条例第21条第1項第7号及び第8号に該当するため不開示とした旨を主張しているため、行政文書ごとの不開示情報該当性を検討する。

(1) 条例第21条第1項第7号の趣旨

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示情報と規定したものである。

この趣旨は、県又は国の機関等の意思決定等に関わる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、審議等の途中で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報については、不開示とするというものである。

また、意思決定後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等には、本号に該当し得ると解されている。

(2) 条例第21条第1項第8号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報として規定したものである。

本号に該当する情報には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを含むと解されている。

(3) 本件行政文書1から3について

ア 本件行政文書1から3について

本件行政文書1から3は、当審査会が青森県公安委員会からの諮問に応じ、異議申立人の保有個人情報訂正請求に係る不訂正決定処分に対する審査請求事案を

審議するため、審査会事務局が作成した資料である。

実施機関は、当該文書全体が異議申立人の個人情報（以下「本件保有個人情報1」という。）に該当すると同時に、不開示情報にも該当するとして、全部を不開示としている。

イ 条例第21条第1項第7号該当性について

(ア) 実施機関の主張

実施機関は、不開示理由として「青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月青森県条例第90号。以下「審査会条例」という。）第8条により非公開とされている審査会の調査審議の手續を記述したものであり、これを開示することにより、外部からの干渉、質問、苦情等を受けるおそれがある。

また、審議終了後であったとしても、審査の手續・過程が明らかになることにより、今後も反復して行われる審議、特に同種の審議において、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見交換が阻害されることが懸念される」旨を述べている。

(イ) 審査会の判断

当審査会は、実施機関が行った処分の適法性・妥当性を審議し、その結果を答申するという性質を有し、委員には、公正・中立な立場から自由かつ率直に意見を述べることが求められている。しかし、調査審議過程で作成された資料が公開された場合、外部からの干渉、苦情等を受けることを懸念し、審議において自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがある。

また、異議申立人は、「すでに審査の終了した記録文書の開示であり、同号には該当しない」旨を主張している。しかし、当審査会の性質上、同種の審議が繰り返し行われることから、その審議の過程が明らかになることは、仮に審議終了後の情報であっても将来の審議に影響を及ぼすおそれがある。

さらに、審議過程での未成熟な情報が公になることによって確定した情報と誤認され、混乱を生じさせるおそれも否定できない。

以上から、本件保有個人情報1は、条例第21条第1項第7号に該当する。

なお、条例第21条第1項第7号に該当すると認められる以上、条例第21条第1項第8号該当性については判断するまでもない。

(4) 本件行政文書4について

ア 本件行政文書4について

本件行政文書4は、当審査会の第20回から第26回までの会議録であり、実施機関は、「1 開催日時」「2 開催場所」「3 出席者」「4 案件」を開示、「5 概要」のうち、異議申立人が行った不服申立案件に係る委員の発言部分（以下「本件保有個人情報2」という。）を不開示とし、その他の案件に関する

部分を本件開示請求の対象外として白抜きにしている。

イ 条例第21条第1項第7号該当性について

(ア) 実施機関の主張

実施機関は、不開示理由として「審査会の行う調査審議の手続は、審査会条例により公開しないこととされているため、非公開を前提とした委員の発言を記録した会議録を開示することにより、調査審議過程での見解等を明らかにすることになり、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見交換が阻害されることが懸念される」旨を述べている。

(イ) 審査会の判断

当審査会は、政策や制度のあり方などについて建議する審議会としての性質に加え、行政不服審査法に基づく不服申立てに係る審査機関にも位置づけられる。このため、審査会では、委員が不開示等とされた行政文書を直接見分し、自由かつ率直な意見交換が行われる必要があることから、その調査審議の手続は非公開とされているものである。

したがって、非公開を前提とした委員の発言を記録した会議録が公になれば、不当な圧力や干渉等を受けるおそれがあり、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見交換が阻害されるおそれがある。

また、異議申立人は、審査の終了した文書に係る開示請求である旨主張するが、上述のとおり、審議終了後であっても将来の審議に影響を及ぼすおそれがある。

以上から、本件保有個人情報2は、条例第21条第1項第7号に該当する。

なお、条例第21条第1項第7号に該当すると認められる以上、条例第21条第1項第8号該当性については判断するまでもない。

(5) 本件行政文書5について

ア 本件行政文書5について

(ア) 本件行政文書5は、当審査会の第20回から第26回までの進行予定表であり、開会から閉会までの流れに従い、出席者の役割、発言要旨等が記載されている。実施機関は、当該文書に記載されたすべての情報が不開示情報に当たるとして、当該文書の全部を不開示としている。

(イ) しかし、当該文書には、異議申立人が行った不服申立案件に係る部分以外の情報が含まれており、当該部分には異議申立人の個人情報とみなすべき特段の事情は認められない。よって、実施機関は当該部分を本件開示請求の対象外とすべきであったが、不開示処分としたことは、結論としては妥当である。

以上から、当審査会は、当該部分を判断の対象とせず、本件行政文書5のうち異議申立人の不服申立案件に係る部分（以下「本件保有個人情報3」とい

う。)について、不開示情報該当性を検討することとする。

イ 条例第21条第1項第7号該当性について

(ア) 実施機関の主張

実施機関は、本件行政文書5について「審査会の行う調査審議の手続は、審査会条例第8条により公開しないこととされているが、進行表は、審査会の行う調査審議の手続を定めた文書であり、開示することで審査会における答申作成までの手法が明らかになるため、同号に該当する」旨を述べている。

(イ) 審査会の判断

本件保有個人情報3は、当審査会が審議した、異議申立人の提起した不服申立案件の進行予定を記載したものであるが、審議の時間配分を記載した部分については、当該部分を公開した場合、外部からの干渉、苦情等を受けることを懸念し、審議において自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがあるため、実施機関が主張する「審査会の調査審議の手続を定めた」部分に該当すると認められる。

また、異議申立人は、審査の終了した文書に係る開示請求である旨主張するが、上述のとおり、審議終了後であっても将来の審議に影響を及ぼすおそれがある。

他方、その他の部分は別表記載のとおりであるが、ここに記載されているのは、審査会の開催日時・場所、審議案件名等のホームページで公表されている情報、進行手続に応じた発言要旨等であり、これらは、「審査会の調査審議の手続を定めた」部分に該当するとは認められない。

以上から、本件保有個人情報3のうち、審議の時間配分を記載した部分は条例第21条第1項第7号に該当するが、その余の部分は該当しない。

なお、同号に該当すると判断した部分については、同号に該当すると認められる以上、条例第21条第1項第8号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第21条第1項第8号該当性について

本件保有個人情報3のうち、別表に記載の部分について、条例第21条第1項第8号該当性を検討する。

(ア) 実施機関の主張

実施機関は、本件行政文書5の同号該当性について「審査会の行う調査審議の手続を定めた文書であり、開示することで審査会における答申作成までの手法が明らかになり、今後も反復して行われる審議、特に同種の審議に相当の影響が生じることが懸念され、また、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」旨を述べている。

(イ) 審査会の判断

本件保有個人情報3のうち別表記載の部分は、審査会の開催日時・場所、審

議案件名、発言要旨等であるが、これらを公開した場合でも、実施機関が主張するように、答申作成までの手法が明らかになるなど、今後の審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上から、本件保有個人情報3のうち別表記載の部分は、条例第21条第1項第8号に該当しない。

(6) 不開示情報該当性についてのまとめ

以上のことから、実施機関が、本件保有個人情報1及び2を不開示としたことは妥当であるが、本件保有個人情報3のうち、別表記載の部分は、いずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

また、本件行政文書5のうち、異議申立人を本人とする保有個人情報と認められない部分については、本件開示請求の対象外とすべきであったが、不開示としたことは結論においては妥当である。

3 条例第22条該当性について

異議申立人は、条例第22条に基づく開示を求めると主張しているため、同条該当性について検討する。

(1) 条例第22条の趣旨

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときには、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることを規定している。

この趣旨は、不開示情報であっても、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

(2) 条例第22条該当性

しかし、本件における不開示部分については、これらを開示することにより保護すべき利益を犠牲にしてまで異議申立人に開示すべき特段の必要性があるとは認められない。よって、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱、濫用は認められない。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

開示すべき部分
(第5の3の(5)のイにおいて条例第21条第1項第7号に該当しないと認めた部分)

行政文書名	開示すべき部分
進行表	
1 第20回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 2枚目の表の左欄の3行目、13行目及び14行目、16行目～19行目 ・ 2枚目の表の右欄の12行目～27行目
2 第21回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の4行目、6行目及び7行目、11行目～14行目 ・ 1枚目の表の右欄の2行目～12行目、14行目～2枚目の1行目
3 第22回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の4行目、6行目及び7行目、11行目～14行目、16行目～2枚目の1行目 ・ 1枚目の表の右欄の2行目～13行目、15行目～2枚目の7行目
4 第23回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の9行目、15行目及び16行目、2枚目の2行目～5行目、9行目及び10行目 ・ 2枚目の表の右欄の1行目～13行目、15行目～20行目
5 第24回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の3行目、5行目及び6行目、8行目～11行目、15行目及び16行目 ・ 1枚目の表の右欄の3行目～16行目、18行目～2枚目の1行目
6 第25回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の3行目、16行目及び17行目、2枚目の2行目～5行目、7行目及び8行目 ・ 1枚目の表の右欄の19行目～2枚目の14行目
7 第26回審査会進行表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の1行目～3行目 ・ 1枚目の表の各欄の表題部分(項目名) ・ 1枚目の表の左欄の3行目、5行目及び6行目、8行目～11行目、13行目及び14行目 ・ 1枚目の表の右欄の2行目～17行目

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 5 月 19日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 6 月 26日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 7 月 17日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成26年 8 月 29日 (第46回審査会)	・審査を行った。
平成26年 9 月 24日 (第47回審査会)	・審査を行った。
平成26年10月20日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年10月24日 (第48回審査会)	・審査を行った。
平成26年11月11日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年11月21日 (第49回審査会)	・審査を行った。
平成26年12月19日 (第50回審査会)	・審査を行った。
平成27年 1 月 30日 (第51回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年 2 月 6 日現在)